

3.4 産業廃棄物

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生ずる廃棄物のうち、次の20種類をいいます。(法第2条第4項、令第2条)

種類	業種及び具体例		
1 汚泥	排水処理及び製造工程において生ずる泥状物、活性汚泥法による処理後の汚泥、バルブ汚泥(し尿を含むものを除く。)、赤泥(廃アルカリとの混合物)、けい藻土かす、炭酸カルシウムかす、廃白土(廃油との混合物)、カーバイトかす、建設汚泥		
2 鉱さい	高炉、平炉、転炉等の残さい、キューポラのノロ、ボタ、鋳物砂、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす等		
3 燃え殻	石炭がら、灰かす、炉清掃排出物、焼却残灰		
4 ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設(ダイオキシン類を発生し、及び大気中に排出するものに限る。)又は産業廃棄物(動植物性残さ、動物系固形不要物を除く。)の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設で集められたもの		
5 廃酸	廃硫酸、廃塩酸、各種有機廃酸類、発酵廃液等、すべての酸性廃液		
6 廃アルカリ	廃ソーダ液、金属石けん液等、すべてのアルカリ性廃液		
7 廃油	潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、廃溶剤、タービッチ類(常温において固形状を呈するものに限る。)、硫酸ピッチ(廃酸との混合物)、タンクスラッジ(汚泥との混合物)		
8 がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガ破片等		
9 ガラス・コンクリート・陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず、耐火れんがくず、陶磁器くず等		
10 金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず及び切削くず等		
11 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む。)等合成高分子系化合物に係る固形状及び液状のすべての廃プラスチック類を含む。		
12 ゴムくず	天然ゴムくず		
業種限定(A)・品目限定(B)のある産業廃棄物	13 紙くず	A	①建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、②パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの、③新聞業に係るもの(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。)、④出版業に係るもの(印刷出版を行うものに限る。)、⑤製本業及び印刷物加工業に係るもの
		B	⑥ポリ塩化ビフェニル(PCB)が塗布され、又は染み込んだもの
	14 木くず	A	①建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、②木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む。)に係るもの、③パルプ製造業に係るもの、④輸入木材の卸売業に係るもの、⑤物品賃貸業に係るもの
		B	⑥貨物の流通のために使用したパレットに係るもの(パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。)⑦PCBが染み込んだもの
	15 繊維くず	A	①建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、②繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。)に係るものであって木綿くず、羊毛くず等の天然繊維
		B	③PCBが染み込んだもの
	16 動植物性残さ	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業(たばこ製造業を除く。)、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物(あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等)	
	17 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物	
	18 動物のふん尿	畜産農業に係るものであって畜舎廃水を含む。	
	19 動物の死体	畜産農業に係るものに限る。	
20 施行令第2条第13号に定めるもの	1~19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもので、形態又は性状からみてこれらの産業廃棄物に該当しないもの(コンクリート固型化物等)		